

『出雲國風土記』の会話文体

— 双括式・頭括式・尾括式から —

廣岡義隆

○キーワード—入子型会話・古老相伝・命名由来譚・

倭文体・文末辞・余時

一、はじめに

かつて『萬葉集』中に見られる会話の三方式を整理し、双括式・頭括式・尾括式と名付けた。この会話の三様式は、

曰「……」。曰「……」。曰「……」。曰「……」。曰「……」。曰「……」。

曰「……」。曰「……」。曰「……」。曰「……」。曰「……」。曰「……」。

曰「……」。曰「……」。曰「……」。曰「……」。曰「……」。曰「……」。

という文体を言い、右はその代表例を示したものである。現実には種々の変容形が存在する。こうした一事例として、「風土記逸文補訂稿」において、「備後國風土記」逸文の「疫隅の国つ社 蘇民将来」条を取り挙げて、兼方本『日本書紀』上巻裏書六八による補訂(事項76)で、次のような整った文が原態であると示したことがある。

詔久「……中略……」止問給。(第二文)

答申久「……中略……」止申。(第三文)

即詔久「……中略……」詔。(第四文)

即詔久「……中略……」止詔俛。(第四文)

右は、双括式会話様式で統一されている事例である。

『出雲國風土記』において、こうした会話様式はどのように展開しているかについての調査結果をここに報告する。

『出雲國風土記』の中には全五六例の会話文が存在する。

双括式会話文——二三例

頭括式会話文——二二例

尾括式会話文——一一例

右の全五六例について①②③④⑤⑥と符号を振り、以下見てゆく。

二、双括式会話文体から

右に示したように、双括式会話文体の事例数が一番多くて、

二三例を数える。国総記中の例と共に出雲郡を除いた他の全部に見られ、『出雲國風土記』の中でほぼ平均的に使用される。

まずは事例を列挙する(用例中の「……」は中略を意味する)。

- ①八束水臣津野命詔、「八雲立」詔之。(総記「国号由来」)
- ②國引坐八束水臣津野命詔、「八雲立出雲國者……故將作縫」詔而、(意宇郡「郡号由来」01)
- ③所造天下大神大穴持命、……、来坐長江山而詔、「我造坐而命國者……玉弥置賜而守」詔。故云文理。(意宇郡「母理郷」)
- ④天津子命詔、「吾淨將坐志社」詔。故云社。(意宇郡「屋代郷」)
- ⑤神湏佐乃袁命、……、来坐此處而詔、「吾御心者安平成」詔。故云安来也。(意宇郡「安来郷」)
- ⑥布都努志命之國廻坐時、来坐此處而詔、「是土者不止欲見」詔。故云山國也。(意宇郡「山國郷」)
- ⑦所造天下大神命、……、余時詔、「吾御心之波夜志」詔。故云林。(意宇郡「拜志郷」)
- ⑧都留支日子命詔、「吾敷坐山口處在」詔而、故山口負給。(嶋根郡「山口郷」)
- ⑨所造天下大神命詔、「此國者丁寧所造國在」詔而、故丁寧負給。(嶋根郡「手染郷」)
- ⑩八尋銚長依日子命詔、「吾御子平明不憤」詔。故云生馬。(嶋根郡「生馬郷」)
- ⑪枳佐賣命願、「吾御子麻湏羅神御子坐者所亡弓箭出来」願坐。(嶋根郡「加賀神埼」01)
- ⑫枳佐賣命……、余時、取而詔之、「此者非弓箭」詔而、擲廢給。(嶋根郡「加賀神埼」02)
- ⑬磐坂日子命、國巡行坐時、至坐此處而詔、詔「……者」故云恵伴。(秋鹿郡「恵曇郷」)
- ⑭衝杵等乎与留比古命、國巡行坐時、至坐此處詔、「……」詔而靜坐。故云多太。(秋鹿郡「多太郷」)
- ⑮和加布都努志能命、……、余時、詔、「自然哉猪之跡亡失」詔。故云内野。(秋鹿郡「大野郷」)
- ⑯天厖津日女命、……、至坐此處而詔、「伊農波夜」詔。故云伊努。(秋鹿郡「伊農郷」)
- ⑰神魂命詔、「……」詔而、(榑縫郡「郡号由来」)
- ⑱所造天下大神命、……、即詔、「滑磐石哉」詔。故云南佐。(神門郡「滑狭郷」)
- ⑲神湏佐能袁命詔、「……」詔而、即已命之御魂鎮置給之。(飯石郡「須佐郷」)
- ⑳所造天下大神大穴持命詔、「……」詔。故云仁多。(仁多郡「郡号由来」)
- ㉑大穴持命詔、「此地田好故吾御地占」詔。故云三處。(仁多郡「三處郷」)
- ㉒大神夢願給、「告御子之哭由」夢余願坐。(仁多郡「三澤郷」01)

②所造天下大神命詔、「八十神者不置青垣山裏」詔而、

(大原郡「来次郷」)

右で、「加賀神埼」01としている枝番は、同じ条において複

数回会話文が出る場合に、出現順に番号を付したものである。

例えば、②に「三澤郷」01とあり、「尾括式会話文体」に02 03

が出、「頭括式会話文体」に04が出るという状況になる。

この「双括式会話文体」での会話の主語は全て神である。

八東水臣津野命——01・02

所造天下大神大穴持命——

天津子命——03・07・09・18・20・21・22・23

神湏佐乃(能)袁命——05・19

(和加)布都努志命——06・15

都留支日子命——08

八尋鉾長依日子命——10

枳佐賣命——11・12

磐坂日子命——13

衝杵等乎与留比古命——14

天厩津日女命——16

神魂命——17

②の事例では、「大神」とのみあるが、同条において、「大神大穴持命」とあり、その神名が明らかである。

右の次第で会話主体は神であり、「詔」「……」詔」が基本文

『出雲國風土記』の会話文体

体になると共に、その多くの例は国号・郡号・郷号の命名由来に直接乃至は間接的に関わる場合である。「詔」「……」詔」において、命名由来でない事例は①・②の嶋根郡「加賀神埼」01 02及び②の仁多郡「三澤郷」01の事例に過ぎない。「詔」「……」詔」の変形が⑬の秋鹿郡「惠曇郷」条である。その箇所は次のように「詔詔」「……」者」とある。

…須作能乎命御子、磐坂日子命、國巡行坐時、至坐此處而詔、詔下「此處者、國稚美好有。國形如畫鞞一哉。吾之宮者、是處造事」者。故云「惠伴」…(秋鹿郡「惠曇郷」)

「詔詔」は写本各本に存在するが、岸崎時照『鈔』は衍字と見て「詔」一字しか認定せず、『萬葉緯』もこれに拠る。内山真龍『解』は二字目の「詔」字を移して「詔」「……」詔」と校訂し、千家俊信の版本もこれに拠る。神道大系本は「倉本・細本作「詔詔」ハ非ナリ」と「詔」一字にし、山川出版社本は「詔詔」のまま、「詔」を詔りたまひしく」と訓読する。松本直樹氏『注釈』は、「詔詔」とあるが「一字不要」とする。私は双括式会話文であり、それを漢文式に書記したもので、

…詔、詔下「……」上者。としてあり、双括式と見る。その訓読は次のようになる。

…須作能乎命の御子、磐坂日子命、國巡行り坐しし時に、此処に至り坐して詔ひしく、「此処は、國稚く美好しく有り。國形は画鞞の如きかも。吾が宮は、是処に造り事へよ」と詔ひき。故惠伴と云ふ。…

双括式会話は、本来、漢文体ではない倭文体における説話の語法としてある。よって「詔」「……」「詔」と表記すべきものがあり、漢文式に返読して「詔」「……」「詔」とする書式とは基本的に相容れない。しかしこは、漢文式と措定したゆえに文末辞「者」を置いたものと理解できる。

秋鹿郡における双括式会話において、通常の「詔」「……」「詔」(14・15・16)に混じる形で、このような「詔」「……」「……」「者」(13)の形式が存在するのは、草稿提出母体に関わる。即ち、『出雲國風土記』の草稿は郡家から国府へ提出していることが各郡の「郡末記」から明らかであるが、郡レベルでは、郷家提出の素稿を基にまとめたに違いない。よって他郷(多太郷・大野郷・伊農郷)と恵曇郷との文体上の差が出現している。

右で見たように、双括式においては「詔」「……」「詔」という「詔」字が圧倒的に多い。それは主語が神名であることと関わるが、次のような「願」字の例も存在する。

- ① 枳佐賣命願、「吾御子、麻湏羅神御子坐者、所亡弓箭、出坐。」願坐。
 (嶋根郡「加賀神埼」01)
- ② 大神夢願給、「告御子之哭由。」夢余願坐。
 (仁多郡「三澤郷」01)

「願」「……」「願坐」(11)、や「夢願給」「……」「夢余願坐」(22)とある。①における後辞に敬語「坐」が来るのは不自然なことではなく、筆録意識としては前辞にまで及ぶものである。②の後辞における「余」は宣命大書体であるが、原姿は小書体の可能

性がある。前辞中の「給」は倭文体としての用法であり、漢文体では「賜」になる。

双括式会話様式①②③全体を通して、「詔」「願」「夢願」「夢願」と前辞と後辞のみごとな照応がある。当稿註(1)で挙げた拙稿「萬葉における会話手法」の双括式の用例中から、前辞と後辞とが対応していない例代表例を取り挙げてみる。

- ① 神代欲理 云傳久良久「……」等 加多利繼 伊比都賀比計理……
 (5・八九四)
- ② ……愚人乃 吾妹兒余 告而語久「……」登 言家礼婆 妹之答久「……」常 曾己良久余 堅目師事乎……
 (9・一七四〇)
- ③ ……吾妹子之 母余語久「……」跡 隱沼乃 下延置而……
 (9・一八〇九)
- ④ ……吾余語良久「……」常 枉言哉 人之云都流 逆言乎 人之告都流……
 (19・四二一四)
- ⑤ ……奈氣伎乃多婆久「……」等 乎之美都 可奈之備麻世婆……
 (20・四四〇八)
- 「云ひ伝てくらく」「……」と語り継ぎ云ひ継がひけり」(a)、「語らく」「……」と言ひければ「答へらく」「……」とかためし」(b)、「語らく」「……」と下ばへおく」(c)、「語らく」「……」と云ひつる「告げつる」(d)、「のたばく」「……」とかなしびます」(e)等と変化に富む。これが語りの実態であり、こうした事例は平安期や中世の説話中の双括式会話において少なくない

い。ところが、『出雲國風土記』では、前辞と後辞とがみごとに照応する。このことは、その内容が単一であつて複雑で無いことを意味し、結果、右のような照応次第になる。

三、頭括式会話文体から

次に頭括式会話文体の例を挙げる。頭括式会話文体の事例数は双括式会話文体と同数に近い二二例が存在する。この頭括式会話文体は、多用される郡とそうではない郡という違いはあるものの、神門郡を除いた他の全郡において見られる。

- ②4 即擅訴云、「天神千五百万地祇千五百万……以此知神靈之所神」者。
(意宇郡「毘賣郷」)
- ②5 熊野大神命詔、「朝御饌勸養夕御饌勸養吾贊緒之處」定給。
(鳴根郡「朝酌郷」)
- ②6 國忍別命詔、「吾敷坐地者國形宜」者。故云方結。
(鳴根郡「方結郷」)
- ②7 古老傳云、「出雲郡杵築御埼在蛭蛸……今人猶誤杼嶋号耳」。
(鳴根郡「蛭蛸嶋」)
- ②8 古老傳云、「有蛭蛸嶋蛭蛸食来蜈蚣止居此嶋故云蜈蚣嶋」。
(鳴根郡「蜈蚣嶋」)
- ②9 俗人云、「其底陶器甗甗等類多有也」。
(秋鹿郡・川池「陂周六里」)
- ③0 古老傳云、「嶋根郡大領……所彫堀也」。
(大原郡「屋裏郷」)
- ③1 古老傳云、「阿遲湏枳高日子命之后天御梶日女命……余時教詔『汝命之御祖之尚泣欲生此處宜也』所謂石神者即是多伎都比古命之御託」。
(榑縫郡・山「神名樋山」)
- ③2 纏向檜代宮御宇天皇、勅、「不忘朕御子倭健命之御名」、健部定給。
(出雲郡「健部郷」)
- ③3 古老傳云、「久志伊奈太美等与麻奴良比賣命……余時到来此處詔『甚久々麻々志枳谷在』故云熊谷」也。
(飯石郡「熊谷郷」)
- ③4 古老傳云、「此山峯有窟裏所造天下大神之御琴……故云琴引山」。
(飯石郡・山野「琴引山」)
- ③5 古老傳云、「大神命之宿坐處」。故云布世。
(仁多郡「布勢郷」)
- ③6 石川度、坂上至留申、「是處也」。
(仁多郡「三澤郷」)
- ③7 古老傳云、「……故云横田」。
(仁多郡「横田郷」)
- ③8 古老傳云、「山嶺在玉上神故云玉峯」。
(仁多郡・山野「玉峯山」)
- ③9 古老傳云、「和余戀阿伊村坐神玉日女命……故云戀山」。
(仁多郡・山野「戀山」)
- ④0 古老傳云、「所造天下大神之御財……故云神原号耳」。
(大原郡「神原郷」)
- ④1 古老傳云、「所造天下大神……」。故云矢内。
(大原郡「屋裏郷」)

④② 古老傳云、「須佐能衰命……」。故云佐世。

④③ 古老傳云、「昔或人……尔時所食男云『動々』。故云阿欲。」

④④ 古老傳云、「字能治比古命……」。故云得塩。

④⑤ 古老傳云、「神湊佐能衰命御子青幡佐草日古命……其御魂也。」

全二二例中、「古老傳云」が定型表現として一六例を数える。

「古老」を主語とする会話表現様式では、『出雲國風土記』中に

双括式や尾括式は出ない。この「古老傳云」は八郡中七郡嶋根・

秋鹿・桶縫・出雲・飯石・仁多・大原の各郡に出る。これは国府で統

一的に書記したことを意味する。秋本吉郎氏は地名説明で「所

以號、者」が各郡に共通する書式であり、「古老傳云」書式

は採らない郡があるとし、「古老傳云」は郡レベルの書式とする

が、「所以號、者」と「古老傳云」はその意味が大きく異なる。

「古老傳云」により頭括式で統一された書記は、郡レベルの採録記事に拠りつつ、国府で編集したと見るのが良い。この

「古老傳云」の条項は、風土記撰録の命に「古老相傳舊聞異事」とあり（続日本紀）和銅六年五月甲子冬、国府で格段の留意事項として統一的に書記したに違いない。よって漢文体の頭括式

になっている。ただし、「古老傳云」の定型表現では文末辞「者」が一例も見られない。これは、各郡の草稿に最低の手直

し修訂を施したに過ぎなかったことになる。これに対して、

④⑥ 即擅訴云、「天神千五百万地祇千五百万、……」。以此知神靈之所神者。

④⑦ 國忍別命詔、「吾敷坐地者、國形亘」者。故云方結。

の二例においては、当初から頭括式で綴文しようという意識の下に記された文であることが、文末辞の「者」字から明らかとなる。当時の官人としてはこれが規範的な文型であった。

④⑧ 熊野大神命詔、「朝御饌勸養、夕御饌勸養、吾贄緒之處」定給。故云朝酌。

④⑨ 纏向檜代宮御宇天皇、勅、「不忘朕御子倭健命之御名」、健部定給。

右は④⑧の主語が「熊野大神命」、④⑨の主語が「纏向檜代宮御宇天皇」で、詔・勅の語が使われる。文末辞「者」がほしいところであるが、会話文で結ぶのではなく「定給」へと続けて行く文としてあるために「者」字が使用されなかった事例である。入子型の二重会話事例が三件ある。

④⑩ 古老傳云、「阿遲須積高日子命之后、天御梶日女命、……。余時、教詔、『汝命之御祖之尚泣。欲生此處宜也』。所謂石

神者、即是、多伎都比古命之御託」。（桶縫郡「神名桶山」

④⑪ 古老傳云、「久志伊奈太美等与麻奴良比賣命、……。余時、到来此處詔、『甚久々麻々志積谷在』。故云熊谷」也。

（飯石郡「熊谷郷」

④③ 古老傳云、「昔或人、……。余時、所食男云、『動々』。故云阿欲」。(大原郡「阿用郷」)

いづれも「古老傳云」という定型の頭括式会話文の中に今一つの会話文が入れ込まれ、その会話文も左の如く頭括式である。

③① ……天御梶日女命、……。余時、教詔、『……』。……。

③③ ……久志伊奈太美等与麻奴良比賣命、……。余時、到来此處詔、『甚久々麻々志積谷在』。……。

④③ ……余時、所食男云、『動々』。……。

「古老傳云」という頭括式を国府において整えたと見る場合、中の入子状会話の文体は、郡家からの草稿に由来するものか、国府での整齊に基づくものか、気になるところである。実は③③④③において、いづれも「余時」の語が使われている。この「余時」の語は、拙稿『出雲國風土記』仁多郡三澤郷条について^②で、「余時」は話を展開して行く「つなぎ」の役目を果す安易な接続の語であるが、出雲国九郡全部で統一的使用され、一書全体に互る最終的な編者の手によったことを意味すると示した。詳しくは右の拙稿を参照されたい。この会話文の直前に置かれる「余時」の語の存在により、入子型会話文の箇所、国府レベルの編集上の手が入っていることが判明する。即ち、「古老傳云」の句と共にその内容まで、ある程度の統一の手が入れられている。かくして、入子の会話文においても頭括式で統一されていると考えられる。

四、尾括式会話文体から

右に挙げた双括式・頭括式に対し、尾括式会話文体は、『出雲國風土記』において、一一例に過ぎない。

④⑥ 「梶衾志羅紀乃三崎矣國之餘有耶見者國之餘有」詔而、

④⑦ 亦、「北門佐伎之國矣國之餘有邪見者國之餘有」詔而、(意宇郡「郡号由来」02)

④⑧ 亦、「北門良波乃國矣國之餘有耶見者國之餘有」詔而、(意宇郡「郡号由来」04)

④⑨ 亦、「高志之都都乃三崎矣國之餘有耶見者國之餘有」詔而、(意宇郡「郡号由来」05)

⑤⑩ 「今者國者引訖」詔而、(意宇郡「郡号由来」06)

⑤⑪ 意宇社余御杖衝立而、「意惠」登詔。(意宇郡「郡号由来」07)

⑤⑫ 支佐加地賣命、「闇岩屋哉」詔、……故云加加。(嶋根郡「加賀郷」03)

⑤⑬ 而、「闇鬱窟哉」詔而、射通坐。(嶋根郡「加賀神埼」03)

⑤⑭ 宇乃治比古命、「……」詔而、余多負給之。(楯縫郡「沼田郷」02)

⑤⑮ 余時、「御澤」申。(仁多郡「三澤郷」02)

⑤⑯ 余時、「何處然云」問給。(仁多郡「三澤郷」03)

この尾括式は、その所在条を示す箇所にも多くの事例で枝番が

付く。この枝番が示す通り、その多くは単独例でなく、他例と共に用いられる。しかも枝番の01はこの尾括式の中に無い。意字郡「郡号由来」条では、次の通りである。

②双括Ⅱ國引坐八束水臣津野命詔、「八雲立出雲國者、……故將作縫。」詔而、
(意字郡「郡号由来」01)

④6尾括Ⅱ「椋衾志羅紀乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有。」詔而、
(意字郡「郡号由来」02)

④7尾括Ⅱ亦、「北門佐伎之國矣、國之餘有邪見者、國之餘有。」詔而、
(意字郡「郡号由来」03)

④8尾括Ⅱ亦、「北門良波乃國矣、國之餘有耶見者、國之餘有。」詔而、
(意字郡「郡号由来」04)

④9尾括Ⅱ亦、「高志之都都乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有。」詔而、
(意字郡「郡号由来」05)

⑤1尾括Ⅱ意字社糸御杖衝立而、「意惠。」登詔。
(意字郡「郡号由来」07)

即ち、意字郡「郡号由来」の01から07までは、説話における一連の流れとしてあり、その冒頭の②(01)は双括式会話文体であり、続く④6(02)④7(03)は尾括式としてある。これは冒頭の双括式を承けつつ、尾括式は双括式の略記としてあると理解できる。このことは、仁多郡「三澤郷」条についても同様の指摘が出来る(「余時」の語はそれをよく示している)。

②双括Ⅱ大神夢願給、「告御子之哭由。」夢糸願坐。

⑤5尾括Ⅱ余時、「御澤。」申。
(仁多郡「三澤郷」01)

⑤6尾括Ⅱ余時、「何處然云。」問給。
(仁多郡「三澤郷」03)

(仁多郡「三澤郷」条には頭括式の04が⑤6の次に存在する(③⑥)これにより、尾括式においては、双括式の略記形態として存在する場面があることを確認出来る。ただ、嶋根郡「加賀神埼」条では、今少し様相を異にする。

①1双括Ⅱ枳佐賣命願、「吾御子、麻湏羅神御子坐者、所亡弓箭、出来。」願坐。
(嶋根郡「加賀神埼」01)

①2双括Ⅱ枳佐賣命……、余時、取而詔之、「此者非弓箭。」詔而、擲廢給。
(嶋根郡「加賀神埼」02)

⑤3尾括Ⅱ而、「闇鬱窟哉。」詔而、射通坐。即、御祖支佐加地賣命社、坐此處。
(嶋根郡「加賀神埼」03)

右の⑤3には会話文に続く文(傍線部)を補った。①・②は神名が「枳佐賣命」であったのに対し、⑤3は神名が「支佐加地賣命」とあり、微妙に異なる。拙稿「佐太大神条をめぐって」で、①・②を含む前半部を本来譚、⑤3を含む後半部を尾鱸譚と名付け、本来は別編集の文(縁起)であるとした。神名そのものが本来譚と尾鱸譚で異なる。それはキサメの命、キサカチメの命という神名と共に、キ甲類の仮名も「枳」と「支」とその表記が異なる。こういう次第で、双括式の①②と尾括式の⑤3とは一連の会話文ではなくて、本来的な説話と付加的な説話における文体上の違いであると見ることが出来る。

なお、嶋根郡「加賀郷」条の㊹は、神名という点においても尾括式という点においても、㊺の説話と一連のものである。

㊺尾括式支佐加地賣命、「關岩屋哉。」詔、……故云加加。

(嶋根郡「加賀郷」)

この㊹や㊺において、なぜ尾括式であるのかということについては、推測に他ならないが、当稿註(12)として挙げた拙稿で、本来譚・尾鱸譚共に、その引用は説話の一部分であり、話は更に展開していたに違いない。省略されているのは、風土記の記述とは無縁と判断されたものと考えられる。

…中略：風土記編纂者の前には、佐太大神に関わる伝承記録が二種(采来譚・尾鱸譚)存在していたと考えられる。

とした。即ち、尾鱸譚においても或いは最初に双括式会話文体があり、二回目以降は尾括式で略記されていたのではあるまいか。ただし、尾括式を全て双括式の略記形式と考えるものではない。『出雲國風土記』においては、そういう形が見られるのであるが、作品が異なれば双括式の略記形式という枠に縛られるものではなくて、右の佐太神社縁起譚に関わる尾鱸譚(支佐加地賣命社縁起)についても、狭く考えなければならぬことは無い。『出雲國風土記』の中でも、

㊻字乃治比古命、「……」詔而、余多負給之。

(榑縫郡「沼田郷」)

の場合は、単独事例における尾括式会話文体である。この場合は双括式の略記では無い。

五、おわりに

以上、『出雲國風土記』に見られる全五六例の会話の文体について縦覧した。今一度、これについてまとめておく。

双括式会話においては、その主語が神であり、略記することなく伝承様式による倭文体の話し方によって綴られている。その前辞と後辞とは、用言に捻れが存在することなく同一の用言によって統一的にまとめられている。その内容が単一であって複雑では無いことに起因するものと考えられる。

漢文様式である頭括式会話においては、「古老傳云」という定型表現が全二二例中一六例に存在し、これは「古老相傳舊聞異事」という撰録の命に対応する事項として存在するものであり、国府において統一的に文体を整えたものであると見た。「古老傳云」の中に見られる三例の入子型会話では、会話の前文に「余時」の語が確認出来、「余時」という接続の語から国府における文章上の統一作業がなされていたことを確認した。この漢文形式の会話文では文末辞「者」と呼応している例も存在した。

尾括式会話においては、意宇郡「郡号由来」条及び仁多郡「三澤郷」条で、その冒頭事例は双括式会話様式で示し、続く事例はその略記形態としての尾括式会話に拠っていることを示した。ただし、尾括式会話が即ち双括式会話の略記態であると限

るものではなく、『出雲國風土記』の二群においては略記としての様式が指摘出来るものであった。

なお、誤用を含みつつも基本的に漢文体を志向する『常陸國風土記』は例外的存在の二例を除いて頭括式で一貫し、『播磨國風土記』も例外的な尾括式の二例を除いて頭括式である。当然のことながら、豊後国と肥前国の二風土記は頭括式になっている。こうした文体は、作品によってそれぞれ事情を異にするものであり、作品に則して考察して行くことが必要である。

【註】

- (1) 廣岡義隆「萬葉における会話手法―双括式・頭括式・尾括式―」（針原孝之氏編『古代文学の創造と継承』新典社、二〇一一年一月）。
- (2) 廣岡義隆「風土記逸文補訂稿」（『風土記研究』第三十六号、二〇一三年八月）。
- (3) 島根県古代文化センター本のC本『出雲國風土記』（江戸期のごく一般的な写本の初期形態本）は、「詔々」になっている写真影印版刊行、島根県古代文化センター、二〇一四年三月）。
- (4) 田中卓氏、神道大系古典編七「風土記」（神道大系編纂会、一九九四年三月。なお、田中卓氏校訂本『平泉澄監修『出雲國風土記の研究』』所収、出雲大社、一九五三年七月）は、「詔」一字には言及せず、会話文末尾の「者」の下に「詔」字を「林本ニヨリ補フ」とする。「林本」とは神宮文庫蔵林崎文庫本である。校訂本を所収した同氏著作集本（田中卓著作集8『出雲國風土記の研究』国書刊行会、一九八八年五月）では校訂本に加える形で神道大系本の注記を加筆する。
- (5) 沖森卓也氏・佐藤信氏・矢嶋泉氏『出雲國風土記』（山川出版社、二〇〇五年三月）。
- (6) 松本直樹氏『出雲國風土記注釈』（新典社、二〇〇七年一月）。
- (7) 廣岡義隆「上代言語動態論」（塙書房、二〇〇五年一月）、参照。
- (8) 兼岡理恵氏が「郷」単位の原資料作成を指摘する（『風土記』の世界『文学』第二九巻第一号、二〇〇八年一月。同氏『風土記受容史研究』所収第一章、二九―二九頁）。那家の下部機関の郷家については、関和彦氏「古代村落「官衙」考」（同氏『日本古代社会生活史の研究』第六章第四節。校倉書房、一九九四年二月）で「郷家」を析出し、内田律雄氏は「出雲國風土記」の郷について（出雲古代史研究会『出雲古代史研究』第九号、一九九九年七月）で、文献上「令集解」の「儀制令」19「春時祭田」条の「古記」に「郷家」（『新編國史大系』24、七二三頁）が出ること
- (9) 秋本吉郎氏「風土記の記事内容」（『風土記の研究』ミネルヴァ書房、一九六三年一〇月。七七―七頁）。
- (10) 吉松大志氏は出雲国の特徴として語部の広範な存在を指摘する（『土地の名を語る風土記』島根県古代文化センター編『古代出雲ゼミナールII―古代文化連続講座記録集I』ハーベスト出版、二〇一五年八月）。このことは、松前健氏（同氏著作集、第八巻『出雲神話の形成』おうふう、一九九八年五月、二〇二頁）をはじめ、複数の指摘がある。
- (11) 「常陸國風土記」は冒頭に「常陸國司解。申古老相傳舊聞事。」を掲げる。これは常陸国の国府で「古老相傳舊聞」を重要事項として認めたことを示し、出雲国においてもこのことは変わることが無いと考えられる。
- (12) 廣岡義隆『出雲國風土記』仁多郡三澤郷条について―その文体から―（『上代文学』一一二号、二〇一四年四月）。なお、同じ「余時」の『播磨國風土記』における考察については、『播磨國風土記の国府編集』（『三重大学日本語学文学』第二十五号、二〇一四年六月）があり、この後論において、「余時」そのものについてやや詳しく言及した。
- (13) 廣岡義隆「佐太大神条をめぐって―『出雲國風土記』の成書過程の一考察―」（大阪大学『語文』一〇〇・一〇一輯合併号、二〇一三年二月）。
- (14) 瀬間正之氏「風土記の文字世界」（笠間書院、二〇一一年二月）。

〔ひろおか よしたか 本学元教員〕